

副業先の残業 社員が事前申告

労務管理の懸念払拭

厚労省、来月に新ルール

副業をする人の残業時間について、厚生労働省は働く人が勤務先に事前申告するルールを9月から始める。働き手が本業と副業とでどう働

働きすぎの監視課題に

厚労省は8月中旬に副業・兼業の新たな指針を公表し、働く人に本業と副業それぞれの勤務先に残業の上限時間を事前申告するよう求める。例えば、月の残業時間の規制上限が80時間の場合、本業のA社で50時間、B社で30時間などと決め、それぞれの会社に伝える。

企業は申告された残業時間の上限を守れば、仮に社員の副業先の残業時間が規制の上限を超えても責任を問われない。副業先での労働時間が把握しづらい場合でも、社員の副業を認めやすくなる。もちろん自社で申告時間を超えて残業させた場合は罰則を受ける可能性がある。本業・副業ともに残業に割増賃金を支払うルールは従来通り変わらない。

働く人にとっては、自分で残業時間を決めることで無理なく働ける面がある。仕事の繁閑に応じ、1カ月単位でそれぞれの企業の残業時間の設定も変えられる。

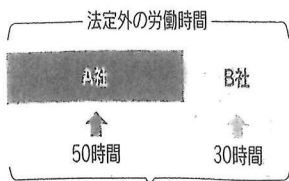
一方で、長時間労働を助長する恐れもある。働き手が収入を増やそうとして無理に長時間働いたり、実際に働いた時間を短めに申告したりすることも想定される。厚労省

は企業に対し、副業する社員の定期的な面談などで管理を徹底するよう促す。過重労働など問題事例が多く生じた場合は、ルール改正も検討する。欧州でも英独仏などは働く人が過重労働にならないよう、本業と副業の労働時間の合算が求められる。労働時間は労働者の自己申告が一般的で、日本も欧州の事例にならう。これまで厚労省は副業を推進する一方、具体的な手続きを示しておらず、経済界からルールの明確化を求める意見が出ていた。

所得を増やしたりスキルを高めたりするため、複数の仕事に就くことを希望する人は増えてきている。コロナの感染拡大で就労時間が減少し、さらに関心が高まった。4月

くかを自由に検討できるようにし、副業を促す狙い。企業による就労時間の管理もやりやすくなると思われるが、働きすぎの人が増える恐れもあり、厚労省は企業に健康チェックなどの充実を求める。

新しいルールのイメージ
(残業上限80時間以内の人)



上限規制の範囲内で労働者が2社の上限を事前に設定

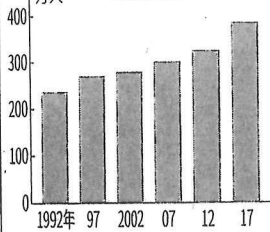
ポイント

- 労働者の自己申告
- 企業同士のやりとりは生じず
- 1カ月で変更可能

副業希望の雇用者は増加

雇用者全体に占める割合

副業希望者



1992年 97 2002 07 12 17